

○飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について（平成20年5月19日付け20消安第597号農林水産省消費・安全局長通知）新旧対照条文
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>飼料の安全性評価基準及び評価手続</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 評価に必要な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次のものは、農業資材審議会において安全性についての評価を行った上で原則として規格・基準を定める飼料として位置付けられた場合には、次のいずれかの事項について明らかにする必要がある。</p> <p>なお、残留試験の結果を踏まえ、残留濃度及び飼料の摂取量等から問題がないものであって、変異原性が陰性で、かつ、既知の知見から発がん性が疑われない場合は発がん性試験を、反復投与毒性試験（短期）及び既知の知見等から判断して長期の反復毒性を確認する必要がない場合は反復投与毒性試験（長期）を、既知の知見等から繁殖に対する悪影響が疑われない場合は、世代繁殖試験を省略できるものとする。</p> <p>さらに、天然物から抽出されたものが従来から飼料として使用されていたもの、ペット等対象家畜以外に用いられているもの又は食品等で使用されているものと分類学的位置等から安全性に関する知見がある場合には、当該飼料に係る安全性に関する事項は、その一部を省略することができるものとする。</p> <p>ただし、省略した場合は、その理由及び妥当性について明らかにする必要がある。</p> <p>(1) 1で問題が認められた飼料及び化学合成法により製造される飼料</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 安全性に関する事項</p>	<p>別添</p> <p>飼料の安全性評価基準及び評価手続</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 評価に必要な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次のものは、農業資材審議会において安全性についての評価を行った上で原則として規格・基準を定める飼料として位置付けられた場合には、次のいずれかの事項について明らかにする必要がある。</p> <p>なお、残留試験の結果を踏まえ、残留濃度及び飼料の摂取量等から問題がないものであって、変異原性が陰性で、かつ、既知の知見から催腫瘍性が疑われない場合は催腫瘍性試験を、反復投与毒性試験（短期）及び既知の知見等から判断して長期の反復毒性を確認する必要がない場合は反復投与毒性試験（長期）を、<u>また、</u>既知の知見等から繁殖に対する悪影響が疑われない場合は、世代繁殖試験を省略できるものとする。</p> <p>さらに、天然物から抽出されたものが従来から飼料として使用されていたもの、ペット等対象家畜以外に用いられているもの又は食品等で使用されているものと分類学的位置等から安全性に関する知見がある場合には、当該飼料に係る安全性に関する事項は、その一部を省略することができるものとする。</p> <p>ただし、省略した場合は、その理由及び妥当性について明らかにする必要がある。</p> <p>(1) 1で問題が認められた飼料及び化学合成法により製造される飼料</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 安全性に関する事項</p>

ア 毒性試験

(ア) (略)

(イ) 特殊毒性試験

① (略)

② 発生毒性試験

③ 発がん性試験

④・⑤ (略)

(ウ) (略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 家畜に対する安全域が狭いミネラルを酵母等に吸収させた飼料

①・② (略)

③ 安全性に関する事項

ア (略)

イ 毒性試験

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 生体内動態 (分布) に関する試験

ウ・エ (略)

IV～VI (略)

別記1～7 (略)

ア 毒性試験

(ア) (略)

(イ) 特殊毒性試験

① (略)

② 催奇形性試験

③ 催腫瘍性試験

④・⑤ (略)

(ウ) (略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 家畜に対する安全域が狭いミネラルを酵母等に吸収させた飼料

①・② (略)

③ 安全性に関する事項

ア (略)

イ 毒性試験

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 生体内運命 (分布) に関する試験

ウ・エ (略)

IV～VI (略)

別記1～7 (略)